

寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 15 号

寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例

寒川町個人情報保護条例(平成 11 年寒川町条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「個人情報の保護」を「個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護」に改める。

第 2 条中第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第 3 条中「個人情報の保護に」を「個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護に」に改める。

第 4 条第 1 項中「個人情報の保護の」を「個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護の」に改める。

第 7 条第 1 項中「個人情報を取り扱う事務」を「個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取り扱う事務」に改める。

第 9 条の見出しを「(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)」

に改め、同条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該保有特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

第11条第1項中「、保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第12条中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)」を加える。

第14条第1項中「同じ。)の」を「同じ。)(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この項において同じ。)の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、前項の規定による開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。

(1) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人 自己に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る保有特定個人情報

第 14 条第 3 項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。次項及び第 5 項において同じ。)」を加える。

第 14 条の 2 中「係る保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)」を加える。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第 16 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第 16 条の 2 第 1 項中「により保有個人情報」を「により保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」に改める。

第 18 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第 19 条第 1 項中「係る保有個人情報」を「係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」に改める。

第 21 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。)」を加える。

第 22 条第 1 項各号列記以外の部分中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第 23 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第 23 条の 2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び

番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 24 条第 1 項中「保有個人情報」を「保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」がに改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第 9 条の 2 の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第 25 条第 1 項中「保有個人情報を」を「保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を」に改める。

第 26 条中「係る保有個人情報」を「係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」に改める。

第 27 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個

人情報を含み、情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第 28 条第 2 項第 2 号中「保有個人情報」の次に「(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第 39 条第 2 項中「による個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第 40 条第 1 項中「個人情報」の次に「(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、番号法施行の日(平成 27 年 10 月 5 日)から施行する。